

本件、2. 契約予定期間等の(1)全体期間、3. 簡易プロポーザル等提出部数、期間、方法の(3)提出期限、7. 業務の内容の(1)国内準備期間、(2)現地派遣期間、(3)帰国後整理期間及び10. 特記事項の(1)業務日程/執務環境の①現地業務日程を変更いたしました。

番 号 : 150906

国 名 : ベトナム

担当部署 : 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

案件名 : 国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト/国家銀行改革支援プロジェクト中間レビュー調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年12月下旬から2016年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計0.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 14日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なおJICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	財政・金融分野における評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムは、政府が計画経済から市場経済化・対外開放政策を推進し、1990年から2010年にかけての年平均GDP成長率が7%を超えるなど、これまで順調な経済発展を遂げてきた。他方で、GDPの約4割を未だ国営企業が占め、産業によっては国営企業による独占・寡占が続いているという構造的な課題がある。1990年代後半以降、中小規模の国営企業の株式会社化及び民営化が進む一方、基幹産業を独占的に支配する国営企業は、2005年頃から不動産・株式投資などノン・コア事業に進出しコングロマリット化した。その中には経営効率の悪さから多額の債務を抱え込んだ企業も多くある。また、従来からの非効率なコア事業の運営に加え、2009年以降の不動産・株式市況の悪化、インフレ抑制を目的とした2011年の急激な財政・金融引締めを背景として、急激に業績が悪化し多額の債務を抱え、債務不履行により実質破たんに至った国営企業もある。これら国営企業の業績悪化及び債務問題は、銀行セクターの不良債権問題を深刻化させている。

2011年以降、ベトナム政府は、経済成長重視の政策運営から、マクロ経済の安定と成長のバランスを重視した政策運営に転換し、同年11月の国会において、2015年までに政府が取り組むべき最重要課題として、①国営企業改革、②銀行セクター改革、③公共投資改革を掲げ、諸課題の改善に向けた取り組みを開始している。ベトナム政府は我が国政府に対して、国営企業の債務処理・事業再生に係る「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」（以下、「国営企業改革プロジェクト」）及び銀行セクター改革に係る「国家銀行改革支援プロジェクト」（以下、「銀行改革プロジェクト」）の2件（以下、「両プロジェクト」）の技術協力プロジェクトを要請した。これを受けてJICAは詳細計画策定調査を実施し、国営企業改革プロジェクトは2014年2月に、銀行改革プロジェクトは同年3月に、それぞれ討議議事録(Record of Discussion : R/D)を署名、交換した。

上記ベトナム金融経済を巡る状況を踏まえ、両プロジェクトは、①国営企業改革プロジェクトにより、国営企業の債務処理メカニズムを構築するとともに、コーポレートファイナンス管理に係る財政省の能力が強化されること、②銀行改革プロジェクトにより、金融機関（銀行）の不良債権処理に係る制度、組織、人材等が整備され、金融機関（銀行）の健全性が確保されることを図り、最終的に、質・効率性・競争性の向上に向けた成長モデルの革新に結びつく経済改革が実現されることを目的に実施されている。両プロジェクトは、2014年3月から2017年2月にかけて、長期専門家6名（国営企業改革プロジェクト：チーフアドバイザー/国営企業改革、企業再生/債権処理1、企業再生/債権処理2、企業再生/債権処理3、業務調整、銀行改革プロジェクト：銀行監督）、複数の短期専門家及び業務実施契約チームにより活動を実施している。これまでに、国営企業改革実施能力の強化に向けた提言および政令（案）の策定支援、セミナー・ワークショップ開催を通じたカウンターパート職員の能力強化、パイロットプロジェクトの企画など、C/P側の意見を適宜取り入れながら、「制度・枠組の整備」と「組織・人材の強化」のための協力を進めてきた。

今回実施する中間レビュー調査は、両プロジェクトを一括して評価するものである。具体的には、ベトナム財政省・国家銀行と合同で本プロジェクトのこれまでの投入、各活動とその結果を確認し、成果指標及び目標の達成度の現状を整理・分析する。その結果を踏まえ、今後のプロジェクト期間における残された課題及び今後の取り組みの方向性について確認し、評価指標の整理・具体化を含むPDM改訂（案）を作成し、ベトナム側C/Pと協議した協議議事録（M/M）に署名・合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、

計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、本業務従事者は報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年1月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、送付する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年1月中旬～下旬）

- ①JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年1月下旬～2月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（1）～（3）とする。

- (1) 中間レビュー報告書（英文）
 - (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
 - (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- 上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願

ます。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載願います）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は現時点では1月10日～1月23日を想定している。

本業務従事者は、JICAの調査団員より数日早く、調査を開始する予定。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおり。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画1 (JICA)

ウ) 協力計画2 (JICA)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

また、中間レビュー調査実施時に派遣中の長期専門家は、以下のとおりです。

<国営企業改革プロジェクト>

ア) チーフアドバイザー/国営企業改革

イ) 企業再生/債権処理1

ウ) 企業再生/債権処理2

エ) 企業再生/債権処理3

オ) 業務調整

<銀行改革プロジェクト>

ア) 銀行監督

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクト・チームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなる。)

エ) 通訳備上

日本語⇄ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

あり

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム (03-5226-6919) から提供する。

- ・ 詳細計画策定調査関連資料 (報告書・帰国報告会資料等)
- ・ R/D

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されている。

ベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト プロジェクト
概要

<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/030/outline/index.html>

(3) 公共財政管理の視点

プロジェクトで実施する技術協力活動にあたっては2013年3月15日付「公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための行動規範」を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握したうえで、中長期的な視点の下、先方C/Pの改革実行に向けた取り組みを支援する案件設計作業を行うこととする。

【URL】

[http://qwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf](http://qwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A6%8F%E7%AF%84_20150430%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf)

(4) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上